

平成 29 年 7 月 3 日

(9 時 59 分開会)

◎弘田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件はお手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、7月5日の委員会で協議していきたいと思います。

お諮りをいたします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることとします。

《危機管理部》

◎弘田委員長 それでは、危機管理部について行います。

最初に議案について危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎酒井危機管理部長 今回提出させていただいております議案につきまして、説明させていただきます。

危機管理部からは補正予算議案 1 件でございます。お手元にあります青いインデックス危機管理部のついた議案説明資料をお願いします。表紙をめくっていただきますと、平成 29 年 6 月補正予算の概要という資料がございます。危機管理部からは、消防防災ヘリコプター「りょうま」のエンジンを交換する費用として、7,600 万円余の増額をお願いするものでございます。

この「りょうま」は「おとめ」と 2 基体制で日々は救急搬送、あと海山川、行方不明者の捜索とか救助、山林火災、災害時には上空からの偵察、孤立地域の方々の救出及びその物資の搬送といったことによりまして、県民の皆様の安全・安心を守っておりますが、「りょうま」のエンジンの不具合が 3 月にありまして、3 月から運行を休止しております。そのためこのエンジン交換に係る費用を計上させていただいております。詳しくは担当課長から説明をさせていただきます。

私からは以上です。

〈消防政策課〉

◎弘田委員長 続いて所管課の説明を求めます。

◎夕部消防政策課長 消防政策課からは、平成 29 年度高知県一般会計補正予算について御説明させていただきます。右上に②とございます高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の 8 ページ、消防政策課の右端説明欄をごらんください。

この防災ヘリコプター運航管理費 7,611 万 1,000 円の増額をお願いするもので、中身としましては、「りょうま」のエンジンの修理費でございます。詳細につきましては、資料で説明させていただきますので、議案説明資料の青いインデックス危機管理部の赤色のインデックス消防政策課のページをごらんください。

まず初めに、この補正予算を計上させていただきました、「りょうま」のエンジンの修繕費につきまして、修繕が必要となった経緯を御説明させていただきたいと思っております。昨年 9 月に二つあるエンジンのうちの第 2 エンジンのオイルに金属片の混入が確認をされました。エンジンメーカーに状況を説明するとともに、引き続き飛行が可能なことを確認し、飛行してまいりました。しかし本年 1 月以降、頻繁に金属片の混入が続きましたことから、再度エンジンメーカーに報告したところ、今後飛行不能となるリスクが高まるという助言もいただき、安全運行を最優先に考えまして、3 月 9 日より運航を休止いたしました。

今後「りょうま」の運航再開するには、エンジンの処理が必要という状況でございます。本県では、現在「りょうま」と「おとめ」の 2 基を保有し、365 日運航を実施しております。ヘリコプターは車で言うところの車検に当たります耐空検査を毎年、1 回受ける必要がございますのでこの検査期間中に、2 カ月から 4 カ月という期間で県外の工場で行うこととなっております。一方、高齢化によります救急搬送要請の拡大や災害の多い本県の特徴を考えますと、常時一基が必ず活動できる体制を維持しなければならないと考えております。そのためには、毎年対空検査を考えますと、ヘリコプターは 2 基保有しておくことが必要ですので、今まで通り 365 日運行を維持していくためには「りょうま」のエンジンを修理することが必要となります。

以上のことを踏まえまして、「りょうま」の修理方法につきまして、資料の中段の表にありますとおり三つの方法があり、それぞれについて検討させていただきました。黄色の段をごらんいただけますでしょうか。現在故障しております第 2 エンジンの修理方法として、左から一つ目がエンジンそのものを交換する方法、二つ目がエンジンを分解して新品同様にするために交換が必要な部分は交換し、再度組み立てるというオーバーホール。三つ目といたしまして、エンジンを分解して不具合がある箇所のみ修理をする方法がございます。

この中で三つ目のエンジン修理につきましては、エンジン内の不具合の程度によりましては、さらに費用がかさむ可能性がございます。一方、「りょうま」のエンジンは 4,000 時間を飛行すると安全性の確保のため、オーバーホールをすることが定められております。

「りょうま」には第 1、第 2 の 2 機のエンジンが搭載されておまして、現在そのエンジ

ンは残りが 350 時間となっております。今回の故障がなかった場合でも平成 31 年には 2 基ともに、エンジンのオーバーホールが必要となっております。今回の第 2 エンジンの修理で左端、残り時間が 2,500 時間のエンジンと交換する方法と、真ん中の 4,000 時間の飛行が可能となるオーバーホールをする方法ですと、平成 31 年には第 1 エンジンのオーバーホールだけで済みますが、1 番右の不具合部分のみの補修でございますと、第 1、第 2 のエンジンともにオーバーホールが必要となりますので、費用がかさむこととなってしまいます。

このことを踏まえますと、表左端の方法であるエンジン交換がトータルで 1 億 8,811 万 1,000 円と費用が最も安価であることに加えまして、修理期間も 2 カ月から 3 カ月と、最も短くなることから、この方法で修理をお願いするものでございます。

スケジュールにつきましては、もう 1 基の「おとめ」が 10 月から、同じく耐空検査に入るようになっておりますので、その時期に合わせて、9 月中の運航再開に間に合うように予定をしております。

以上、消防政策からの説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 先ほど説明の中で、たびたびの金属片の混入があるというお話がありましたが、どういう現象なんですか。

◎夕部消防政策課長 エンジンの中に、オイルを流してるんですけども、オイルに、髪の毛ぐらいの 2 ミリ程度ですけれども、金属片が入りまして、それが一定量になりますと、操縦席にランプがつきまして、危ないということで一たん止まることになります。

そのあと、中身のオイル交換することによって、その金属片をのけていくんですけども、9 月に 1 回そのランプがつきまして、それで一定落ちついてはいたんですけど 1 月以降、頻繁に出てきました。オイルは本来ですと 1 年に一度、耐空検査のときのみには交換をするんですけども、その後は 10 時間ごとにオイルを交換して、中身を確認しながら飛んでまいりましたけれども、さらにふえてきたということで、もうこれ以上は飛ぶと飛行に危険があるということで最終的には 3 月に停止をしたという状況になります。

◎黒岩委員 そのふえてくる要因としては、どういうことがありますか。

◎夕部消防政策課長 こすれからすれた鉄の部分が破片となって出てくるんですけども、それが最終的にエンジンの中に、部分的についたところに熱が発生をして、そこから火が出たり、エンジンが急に止まったりということが可能性としてはあるということでございました。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎弘田委員長 次に、健康政策部について行います。

最初に議案について健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 総括の説明をさせていただきます。

健康政策部の議案は一般会計補正予算の1件でございます。お手元の資料の②とあります議案説明書の補正予算の9ページをお願いいたします。

健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですが、医事薬務課1件でございますが403万5,000円の増額補正をお願いするものです。これは全額国費の事業が国の採択となったことによりまして、高知家健康づくり支援薬局における健康相談等の取り組みを周知し、県民が気軽に健康相談できる環境を整備するとともに、在宅医療への薬局の参画を推進するために要する経費を計上しております。

続きまして、部で所管します審議会の開催状況についてでございますが、お手元の審議会等という赤色のインデックスのついた、平成29年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。開催状況の一覧表ですが、この一覧表のうち、平成29年2月定例会以降、きのうまでに開催されました審議会については、右端の欄に平成29年6月と書いています高知県医療審議会など7件でございます。お手元の一覧表に主な審議項目決定事項などを記載していますので、御確認ください。また各審議会の委員名簿につきましては資料の後ろにつけています。

以上で総括の説明を終わります。

〈医事薬務課〉

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

◎浅野医事薬務課長 第1号議案平成29年度高知県一般会計補正予算のうち、医事薬務課所管分について説明をさせていただきます。

それでは議案参考資料のうち、赤いインデックスで医事薬務課とあるページをごらんいただきたいと思います。

健康づくり医薬連携推進事業の拡充についてでございます。本事業でございますが、平成27年に国が策定しました、患者のための薬局ビジョンを推進するための全額国費の事業でございます。例年、国により採択される事業数に限りがありますことから、当初予算は、1事業が採択されると仮定して計上しておりましたところ、昨年度に引き続きまして、二つの事業が採択され、内示額が増となりましたので、事業を拡充するとともに、速やかな事業実施に向け、今回、補正予算として提出させていただきました。

それでは、資料の左上、現状と課題のところをごらんください。初めに、高知家健康づくり支援薬局の取り組みや活用です。資料では、支援薬局の認定数を173と御紹介してございますが、資料作成後二つふえまして、現在は175の薬局を認定し、取り組みを進めて

いるところでございます。また、平成 27 年度の県民世論調査の結果を受けまして、県民の認知度を上げるため、昨年度は、電車やバス、映画館での広告や、のぼり旗を支援薬局に配布するなどの広報をしてまいりましたが、昨年 9 月からタイアップして取り組んでおります、高知家健康パスポート事業も含め、引き続き支援薬局の機能や活用について、県民への広報を強化継続する必要がございます。

次に、かかりつけ薬剤師・薬局機能の強化でございます。平成 28 年 4 月から届け出制度がスタートしました健康サポート薬局については、5 月末現在で全国で 350、本県では 1 薬局にとどまっております。24 時間対応や在宅対応といった、かかりつけ薬局機能について、薬剤師が 1 人とか 2 人とかという小規模薬局での対応が課題になってございます。また、お薬手帳についても、より安全で有効な薬物療法を行うため、引き続き普及啓発する必要がございます。

平成 29 年度当初予算では、高知家健康づくり支援薬局の整備に向けた、全薬局への事業説明会の開催、薬局や薬剤師の在宅医療への参画や多職種連携の構築を目的としたお薬プロジェクト事業の実施、リーフレット等による県民へのお薬手帳の普及、高知家健康づくり支援薬局の活用に係る広報などに必要な予算を計上し、取り組みを進めているところでございます。

それでは、右側の 6 月補正予算による事業拡充の概要をごらんください。拡充する事業について御説明いたします。

初めに①高知家健康づくり支援薬局の周知や機能の充実でございます。広報の強化では、健康情報拠点として多くの県民、特にふだん薬局を利用していない県民層の活用を促すために支援薬局の機能や活用方法について、テレビCMにより幅広く県民に周知します。また、薬局内外におけるお薬・健康相談の充実では、あったかふれあいセンターでのお薬や健康相談を行うなど、薬局内外での活動を充実させ、医療資源の乏しい地域での健康増進活動を推進いたします。

次に、②かかりつけ薬剤師・薬局機能の強化です。在宅医療への薬局・薬剤師の参画の推進では、お薬プロジェクト事業を昨年度実施しました、南国市、香美市、香南市の 3 市に土佐郡、長岡郡を加えました中央東福祉保健所管内全域と県内の約半数の薬局がございまして高知市において、新たに実施することとしております。また、薬局間の連携強化では、24 時間対応や、地域の健康増進活動を推進するため、当初県下 3 カ所で予定していましたが、事業説明会を、高知県薬剤師会の六つの支部単位で行い、地域の薬局間の連携による輪番制などの体制整備に向けた検討を進めてまいります。

次に電子版お薬手帳への対応強化では、県民の利便性を向上させ利用促進を図るため、全薬局で電子版お薬手帳に対応する取り組みやその下、お薬手帳の機能強化については実物を用いて説明をさせていただきます。これまでお薬手帳に記載しておりました緊急連絡

先とかアレルギーの歴、それから副作用歴などの、災害時にも役立つ患者情報を「私の大切な情報」という、こちらのほうに別冊化いたします。要はそのお薬手帳を更新するたびにこういった情報を新たに更新してたわけですけども、もう1冊化することによって、ずっとこれを、こういうケースに入れたままで、あとはお薬手帳を更新するだけということ、お薬手帳の1冊化をやっていきたいと考えてございます。そうしたことで服薬情報の一元化を図りまして、より安全で有効な薬物療法を進めてまいります。

以上の取り組みに要する補正予算の見積額は、403万5,000円でございます。

私からの説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 支援薬局の周知、機能充実ということですが、私もお薬手帳持ってるんですけど、大体、病院にかかってない方々が知らないということが多いと思います。だから実質そういう方にどう周知徹底するかということでしょうけど、この県民意識調査でも、そういう、かかってない方に対する設問があっても、よくわからないということが返ってくるんじゃないかと思いますが、そのあたりはどんなふうに、周知徹底していこうとされるんですか。

◎浅野医事薬務課長 今回テレビCMを選びましたのは、委員おっしゃいました、薬局をふだん利用してない方にもわかっていただきたいということで、例えば、禁煙指導だったり栄養面であったり、ふだんの介護とか、在宅でのこととかっていうことを、要は処方せんを持って薬局には用事はないんだけども家族の関係だとかということも含めて、薬局は対応できますよといったところを重点的に周知していきたいと考えています。

◎黒岩委員 県民の何割ぐらいまで周知徹底をしようという目標はあるんですか。

◎浅野医事薬務課長 そこは難しい点がございますけども、健康パスポート事業とコラボしてやっていますので、このCMをやった後、年内遅くとも12月か年明けぐらいにはアンケート調査を行うことにしております、パスポート事業でポイントを還元するということがございますが、ポイントをもらったパーセンテージが前回の調査で10%ってなかったですので、それを何とか20%とか30%とかへ引き上げていきたいと思っておりますけども、具体的な数字は今持っていません。

◎黒岩委員 現状と課題と10年先の目標と、冊子もつくられているわけですから、ある程度目標も設定をして、それに対してやっていくということが大切じゃないかなと思うんですけど。

◎浅野医事薬務課長 そこは重々、考えてまいりたいと思います。

◎久保委員 私も4月の業務概要委員会でもこの健康支援づくり薬局のことで、やっぱり周知が大事じゃないですかというお話をさせていただいたことがあるんですけども、実際、自分もいろんな機会があって、薬局の方にお話をするとき、どうですかねっていう話を

聞いたら、あんまり利用してくれる人がおらんねとか、正直言いまして、このことについてあんまり期待をしてないみたいなお話をいただいたこともあります。

やっぱり利用していただくことが薬局の方にとってもやる気が出てくるんじゃないかと思います。翻って自分のことを考えたときに、じゃあ自分が何かあったときに薬局に相談するかって言ったら、私は多分、相談する前にネットで調べます。ですから、若い人というのは、自分の健康に少し心配なことがあったりしたら、すぐにネットで 24 時間調べれるわけですので、いろんな角度から。

そういうことを考えたときに、ここにテレビでPRをするときに、どういう方に周知をしたいというところを少し絞って、自分の感覚でしたらどっちかと言えばお年を召した方なんか、そういう自分の健康について、少し不安な、心配な、そして自分の御家族の方に心配なことがあったときに、相談に行けるとこはこういうところがありますよ。健康支援づくり薬局というのがありますよということを少しお年を召した方がターゲットじゃないかなと、思うところですけども、御所見はどうでしょうか。

◎浅野医事薬務課長 例えばお薬プロジェクトがあって、いわゆる飲み残し薬を中心に、在宅の方へ薬剤師さんが参画するための事業ですが、事例として上がってくるのがほとんど 60 歳以上の御家庭で、高齢者単独世帯であるとか高齢者の御夫婦の世帯で、やっぱり飲み残しが圧倒的に多いということもございますので、そうしたことも含め、比較的高齢層に向けたメッセージを発していきたいと考えています。

◎桑名委員 先ほど言った在宅の人のところへ訪問するような薬剤師さんがいるような場合は、イメージは沸くんですけども、例えば、私自身が何かで病院に行く前に薬局へかかってくださいということなんですかね。要は何か調子悪いとか、ちょっと血圧が高いときに、病院へ行く前に薬局へ、そこで相談を受けて、そういうイメージなんですかね。

◎浅野医事薬務課長 いわゆるセルフメディケーションということも言われてございますので、いきなり医療機関にかかるのではなくて、一般薬とかも服用しながら、健康管理をしていくっていうところを目指していますので、医療機関へいきなり行くのではなく、身近な相談場所として、薬局を御利用いただくというところを徹底していきたいと考えてございます。

◎桑名委員 それは、普通の町の薬局だったらわかるんですけども、町の薬局はないところ、例えば病院のある調剤薬局なんか行ってもそんな指導してくれるんです。逆に調剤薬局というのは、そのお医者さんの処方せんをもらって出すと私なんか理解してるんですけど。

◎浅野医事薬務課長 先ほど御説明しました、平成 27 年に厚生労働省のほうで出しました患者のための薬局ビジョンというのが、いわゆるその門前薬局の調剤だけをするということではなくて、薬局機能は別に果たしていきましようということで、いわゆる調剤から量

的なところから質へ転換しましょうという、将来見込みというか、そういうビジョンを盛り込んだのが患者のための薬局ビジョンですので、そうした方向へ持っていこうというのがねらいです。

◎桑名委員 あともう一つは、これも薬局も地域偏在があると思うんですけど、高知県で、極端に少ない市町村とか、別の町が対応しなくちゃならないような市町村というのは、どれぐらいあるんでしょう。

◎浅野医事薬務課長 平成26年の調査だったと思うんですが、薬局のない市町村が五つ県内にあるというデータだったと思います。そういったところについてどうするかということでございますが、説明しましたとおり、今後あつかふれあいセンターとかいろんな場所で、その地域の薬剤師さんが連携した、薬局が連携した健康増進活動というものをいかにしていくかというところを、今回、薬剤師会の支部を回らせていただいて、真剣に御議論いただきたいと考えていますので、そうした議論は積み重ねていきたいと考えています。

◎西内委員 お薬プロジェクトに関して教えていただきたいんですけども、在宅療養可能とする多職種他機関連携体制の構築ということですけども、これは主にどこが主体というリーダーシップをとってやるという考え方になるでしょう。

◎浅野医事薬務課長 薬剤師会への委託事業ですので、薬剤師会を中心に各支部が中心となって、多職種への説明だとか私どもも当然やりますけども、事業をやる前に、多職種と連携して、例えば、お薬、残薬を見つけた場合はこういう報告書を使って、もよりの薬局にお知らせくださいとかいう広報、御案内は事前に薬剤師会が中心でやってございます。

◎西内委員 その場合、薬剤師会とか、例えば、調剤薬局さんなんかも本当にその介護の方々とのネットワークっていうのがあるのかどうかってところが、非常に不安というか疑問なんですけども。例えば、名前もそうなんですか、高知家お薬プロジェクトだと何か計画をつくって、はい、そこまでよってという感じなんですけども、地域包括ケアシステムなんかもシステムっていうとなんか上からつくってきってくれるのかみたいな感じがあって、何かネットワークを本当につくるんなら、もう少し考え方があるんじゃないか、最近の福祉のネーミングって、疑問に少し思うところですけど、その辺はどうでしょう。

◎浅野医事薬務課長 確かに、その多職種連携をした場合に、薬局の顔が見えないということをよく聞かれました。介護の方とかも特に薬局の顔が見えてこない。いざ集まって話をすると、結構薬の話があってですね。そういった形でやっぱり在宅介護ということについて、かなり薬に関するニーズはあるんだなというところからこの事業は始まって、それをきっかけとしてということをやっていますけども、ネーミングに関しましては、委員おっしゃるとおりよく誤解されるんです。このプロジェクトが終わったら、そういう取り組みって終わるんでしょうみたいな感覚の薬局も実際あって。平成28年度事業だと、平成29年3月でもう終わってるんでしょうみたいな感覚で、いやこれはもう通年ずっと続くん

ですというアナウンスはさせていただいてるんですけども、重々そういうところは気をつけて今後も進めてまいりたいと思います。

◎西内委員 今回のお薬プロジェクトに関しては薬剤師さんがリーダーシップをとるべきだと思うので、その辺どのように、イニシアチブをとっていけるような薬剤師さんを育てるかっていうのは大事だと思います。ぜひ注力していただきたいと思います。

◎桑名委員 関連で。こないだ党の本部で、地域包括ケアシステムの意見交換会があって、横で見てたんですけども医師会から薬剤師会から歯科医師会から全部出てきてたんですけども、薬剤師会が言ったのが、どうしても、薬ってというのは、医者が先頭切ってその後ろになるんで、どうしても出にくいっていうことをまさに言ってたんで、このプロジェクトを、成功させるためには、そこの認識っていうか、薬剤師さんはお医者さんの指示に従って出すという、そこの意識改革っていうか、また医の方がそれを余り邪魔しないようにしないといけないと思いますし、そこのところをこれからどうつくっていくのかっていうのはやらないと、まさに薬局の顔が見えないままで終わってしまうのかなと思います。そんな感覚はありますか、薬剤師会のほうには。

◎浅野医事薬務課長 私も薬剤師の一人ですので、20年前に私も薬務課におるときは、まさにそういう感覚でおりましたけど、今かなり薬局の薬剤師さんも世代交代されて、若手中心でやられてるところが多くて、結構、お医者さんに内容の照会をしたりとかっていうこともふえているようには聞いてますので、そういった意味では、だんだん根づいてきているのかなとは思いますが。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎弘田委員長 次に地域福祉部について行います。

最初に議案について地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎門田地域福祉部長 それでは総括の御説明をさせていただきます。地域福祉部が提出しております議案は条例議案2件でございます。議案の右肩に③と書かれております、高知県議会定例会議案、条例その他と書かれた資料の表紙を1枚めくっていただきますと、当部の所管につきましては、第11号議案、高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案と第12号議案、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。政令や国の定める基準が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明をいたします。

また、報告事項といたしまして、県と高知市が合同で整備をいたします新図書館等複合施設オーテピアに移転開設をいたします、新点字図書館の概要と現在の検討状況について、担当課長から御報告をさせていただきます。

次に、当部が所管をしております審議会の開催状況でございます。赤ラベル審議会等と書かれている資料をお願いいたします。

平成 29 年 2 月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は右端に平成 29 年 7 月と書いております九つの審議会、12 件でございます、そのうち主なものを説明をさせていただきます。

1 ページ 1 番上の高知県社会福祉審議会につきましては、3 月 15 日に開催をいたしまして、第 2 期地域福祉支援計画の進捗状況などについて御説明をさせていただきました。

次のページをお願いします。1 番上の高知県児童福祉審議会につきましては、3 月 23 日に開催をいたしまして、「高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について御審議いただきますとともに、児童福祉にかかわります平成 29 年度の重点的な取り組みなどについて報告をいたしました。審議会を構成する委員の名簿は資料の後ろに添付しておりますので御確認いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

◎弘田委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈障害保健福祉課〉

◎梅森障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。

当課の条例議案 1 件につきまして御説明をさせていただきます。右上に④と書かれた議案説明書条例その他の 4 ページの中段をごらんいただきたいと思います。

高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行により、児童福祉法施行令が一部改正されたことに伴うものでございます。

73 ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。この新旧対照表にありますように施行令を引用する高知県障害者介護給付費等不服審査会条例第 1 条第 2 項中の、1 番下段のほうですけれども、第 1 条第 2 項中の児童福祉法施行令右側の 44 条の 3 を左側の 44 条の 2 に改正しようとするものでございます。

障害保健福祉課の説明は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎弘田委員長 次に児童家庭課の説明を求めます。

◎山本児童家庭課長 児童家庭課からは条例議案といたしまして、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案をお願いをしております。

まず初めに、④、議案説明書条例その他の4ページの下段のほうをお願いいたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、この条例につきましては、児童福祉法第45条第1項の規定により設けるものでございます。昨年5月に成立いたしました児童福祉法等の一部を改正する法律のうち、ことしの平成29年4月1日施行分にかかります厚生労働省関係省令の整備に関する省令がことしの3月31日に交付されまして4月1日の施行となりました。

この省令の施行によりまして、当該条例が従うべきまたは参酌すべき基準となっております国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして、必要な条例改正を行うものでございます。具体には児童福祉法で規定されております児童福祉施設のうち、心理的な問題等を抱え、日常生活に支障を来している入所児童等に対して心理治療や生活支援を行っております情緒障害児短期治療施設の名称を、新たに児童心理治療施設に改めるものでございます。

続きまして、③議案、条例その他の18ページをお願いいたします。

こちらの改正の内容につきましては、先ほど御説明した名称の改正のみでございまして、附則のほうですね、三つほど設けらせていただいております。まず一つ目のところでございますけれど、施行期日等につきましては、交付施行といたしまして、国の基準の施行日に合わせて、ことしの平成29年4月1日からの適用とさせていただきます。

また、附則の2と3のところでございますけれど、児童心理治療施設への配置を義務づけます家庭支援専門相談員と、あと児童心理治療施設の長の要件につきまして、旧の条例のほうの情緒障害児短期治療施設での従事期間、または勤務期間を要件となる期間に参入できるように、みなし規定による経過措置を設けることとしているものでございます。

以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

続いて、地域福祉部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

それでは、新点字図書館の概要について、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎梅森障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。本日、資料を1部、A3サイズの資料を追加でお配りをさせていただきます。

来年夏ごろの開館を目指しております、新図書館等複合施設オーテピア内に設置されます新点字図書館オーテピア高知声と点字の図書館につきまして、高知市と検討してまいりました主な事業内容などにつきまして、御説明させていただきます。報告事項の障害保健福祉課のインデックスのついたページをお願いいたします。あわせて、先ほどお配りしましたA3サイズが位置図、図面等になってございますのであわせてごらんください。

資料の左側の現状のところでございますが、現在の高知点字図書館は高知市が昭和42年に設置し運営をしてきております。下のほうの3. 利用登録者数にありますように高知市のみならず、高知市以外の方も利用されているところです。

真ん中の課題にありますように、建物の老朽化、書庫スペースの不足に加え、研修室、対面音訳室、図書政策等の充実が必要であることのほか、視覚に障害がある方以外にも高齢・病気・その他の障害等で読書が困難な人が県内に多くいること、録音図書など障害者用の図書や施設が存在が知られていない。多くの人が障害、遠方であるなどにより、来館が困難さらには、視覚障害者への情報提供及び相談支援機能の充実などが課題となっております。

このため、平成23年に策定の新点字図書館基本構想及び新図書館等複合施設整備基本計画における新点字図書館の設置運営主体は高知市とし、県は必要な支援を行うことにより、県内全域にサービスを提供するとの方向に沿って、県・高知市間で協議を進めながら施設の建設及び開設準備を進めてきたところです。

右側の新施設でございますが、県と高知市が協力して整備運営することによりまして、機能サービスを充実し、読書や情報へのアクセスに障害のある県民・市民の読書、情報環境の充実を図ることとしています。1施設設備の拡充としましては、オーテピアの1階に配置をし、面積は既存施設のおよそ2.7倍、書庫の収蔵能力や各種サービス、図書政策等の機能を充実いたします。

2のサービス内容の拡充と利用者の増加としましては、文字情報の利用が困難な人に点字図書のほかCDなどのデジタイズ図書と言われるデジタル図書につきまして、最盛期の貸し出しも大幅にふやしますほか、施設等への出前サービスの充実、来館が困難な人への郵便宅配サービス、お住まいの近くの市町村図書館への配送による貸し出しなどを行うこととしています。また、新点字図書館内に視覚障害者用福祉機器等を展示し、視覚障害者生活訓練指導員を配置して、相談支援を充実させますなど、県内全域のサービスを充実させることとしております。

3. ボランティア活動の推進としましては、ボランティアのフォロー、スキルアップ体制の整備、新たなボランティア養成の検討や市町村におけるボランティア養成への支援など、ボランティア活動支援の充実も図ることとしています。運営につきましては、新施設も高知市が行いますが、これまで以上に県内全域に積極的にサービスを展開していくこと

としており、県としましては、運営に要する経費につきましても応分の負担を行うこととし、基本的に県市1対1とすることとしております。

今後につきましては、12月にはオーテピアの建築主体等の工事が完成をし、年内に引き渡しを受けた後、開館のための準備作業に入っていくことを予定しております。それに伴いまして、今年度1月以降の施設の維持管理費が必要となりますことから、9月定例会に補正予算案を提出させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 何点かお伺いしたいと思いますが、平成23年の3月11日の文化厚生委員会で中間報告が執行部からあつてます。この年は、統一地方選挙があつて、県議会議員選挙、市議会議員選挙があつて、この市議会の厚生委員会では5月20日に同種の内容が、説明されてます。それから、その中間報告書あるいは7月に出了れた報告書の中身を見てみますと、先ほど課長説明がありましたように応分の負担を県はするということの内容で、具体的なものがきょう初めて出てきたわけですね。

ですので、平成23年以降きょうまでの間ですね、応分の負担というものが1対1ということの具体的なものが出てきたわけですから、審議の経過、なぜそういう形になったのか。そのあたりちょっと教えていただきたいですが。

◎梅森障害保健福祉課長 まず建設費、イニシャルコストに関しましては、平成24年2月定例会で武石議員の質問に対しまして、教育長が、費用負担につきまして新点字図書館、それから教育委員会が所管してます科学館はそれぞれ高知市立の施設でありますけれども、いずれも広く県民に利用される施設であるので、自主的な負担額を県市で折半する旨を答弁しております。

そのことに基づきまして運営費につきましても、話し合いの中では半々ということの基本としつつ、細々とした部分については協議を重ねてまいっております、今、9月補正に向けまして最終的な協議を進めているといった現状でございます。

◎黒岩委員 これまでも、障害者手帳を持つての方とか、高知市民だけじゃなくて県民全体の中にも、利用されてる方もいらっしゃるということで、ある程度の県からの負担額を出してると思うんですけど、今まではどういう内容にどれだけの金額を出してたんですか。

◎梅森障害保健福祉課長 高知市への委託事業としまして、点字図書館でやっております点訳奉仕員の養成研修、それから朗読奉仕員の養成研修、それと、点字による情報ネットワーク事業に関しまして、人件費を含めまして、420万円ほどを高知市に委託をして、実施をしてきております。それ以外に県が独自で行います事業としましては県立盲学校内に視覚障害者の日常生活用具の展示の相談を受けるルミエールサロンというものを設置してございまして、それに係ります経費を高知県身体障害者連合会に委託をして人件費

や事業費などを支出をして、高知市以外の視覚障害のある方の訓練事業を、途中までは高知市内の方も対象としておりましたけれども、高知市との役割分担を明確にするために、昨年度には高知市以外ということに限定をして、高知市の方は高知市にゆだねましてやっております。ルミエールサロンにつきましては、平成 29 年度の予算は 2,500 万円ほどでございます。

あと、自宅を訪問してパソコンの操作を教えるパソコンボランティアの養成及び派遣事業につきましては、100 万円ほどかけまして事業をしております。

あと、視覚障害者が補助券の給付に関しましては、210 万円ほどの予算を構えまして、視覚障害のある方への対策は県としてやってきておりまして、図書館の運営は高知市がやるという役割分担をしております。

◎黒岩委員 今さらのことで、どうということはないんですけども、合築ということで進んでいる経過から考えると、そちらからいただいた資料で、平成 24 年の全国の施設の、県立が 32 県あるわけですね。合築なので、県全体がかかわってることやから、県立にしたらどうかという議論は全くなかったですか。

◎梅森障害保健福祉課長 もともと高知市が昭和 40 年に建設をされまして、運営をしております、いろんなコスト面でありますとか、そういう新図書館そのものが県市合同でという中で、その機能の中に入れていただくことで、今までの運営のノウハウは高知市が持っておられますし、県としても具体的に直接やってきた事業もございますので、運営そのものは高知市に引き続きお願いすることとしまして、当然その高知市だけではなくて、来館が困難な遠方の方へのサービスを充実させるといったことも含めまして、県として応分の負担をしていくことで。一体としてやっていくという方向性で検討委員会の中でも縷々議論をされて、こういう経緯に至っております。

◎黒岩委員 その報告書でも 5 点の中の 1 番目に運営主体を高知市ですと。県も応分の負担をしますということになってるんですけど。今の市のやってるのは、直営ですので高知市の職員がやっていますよね。だから、これは、県が応分の負担をするとした場合に、例えばその運営は市がやってるから、お金は県出してくださいよと、県下にかかわることやから。その中で、意見具申ができないんじゃないかという心配をするんですが、そのあたりはどうですか。

◎梅森障害保健福祉課長 今後ですね、当然行います事業につきましては、高知市と十分綿密に協議をしていきますほか、運営に関するものについても協定を結ぶことといたしております、協定書の中で、それぞれの年度でどういう部分が県内に広がることを前提と考えまして、そういった部分盛り込むことにしておりますので、十分に県の意向も反映していただけるような形で、進めさせていただきたいと思っております。

◎黒岩委員 ということは、県市で協議した内容が、例えばこの委員会に、報告を必ずするという事は約束できますか。

◎梅森障害保健福祉課長 その状況に合わせて、また予算のことも含めまして、当然大きな変換点がある場合につきましては、御報告をさせていただきたいと思います。

◎黒岩委員 それで、先ほど全国の話をしましたけども、全国の32県が指定管理者ですよ。その制度を使ってるわけです。だから将来的にそういった指定管理者制度の方向性とかいうのも議論の余地はあるんですか。

◎梅森障害保健福祉課長 あくまで高知市が運営されます点字図書館ということになりますので、高知市の御意向等もごさいます。現時点では指定管理というお話は出てきておりませんが、当然費用対効果なども考え合わせてそういう議論が出てくるかもしれませんし、新図書館全体のものもどうなのかとか、あと同じく併設されます、みらい科学館とかの状況とか、そういったものも十分に横の連携もさせてもらいながら、一体として、そういう部分については、今後も協議をさせていただきたいと思います。

◎黒岩委員 基本計画の中に、この運営については運営協議会を設置するということが、文書の中に出てるんですけど。この運営協議会はどういう人数構成で、どういう立場の人がかかわって協議するという計画をされてるんですか。

◎梅森障害保健福祉課長 まだ具体には決まっておりませんが、これまでの検討委員会の中でも、視覚障害に関係する当事者の方であったりとか、団体の方といった方も含まれるでしょうし、その詳細は、今後高知市と十分に協議をさせていただきたいと思っております。

◎黒岩委員 気になったことがありますね。この平成23年の3月11日の文化厚生委員会の議事録読みますと、福留課長のときに、要するに高知市が運営主体になっていくということが適当であるということが、言われておると。県市ということではなくて、高知市の点字図書館ということでございますという、あくまで高知市の図書館、点字図書館だという言い方になってるんですけど、そのあたりの意識づけが、例えば、高知市の職員が運営していくわけですから。高知市の職員の感覚からすると、私たちは、県のことを高知市がやってあげてますよと。だから、応分の負担をするのは当然ですよという意識があったら、それはもう県市合同の点字図書館とならんわけですから。

というのは、この5月20日の、平成23年の市議会の厚生委員会でも、そういうやりとりがされてるわけですよ。市議会議員の意識の中でも。だからその意識が変わらない限り、運営がどうしても市ということになってくると、新しい図書館でも、市の分担と県の分担と別れるわけですから。だからそういう中に、合同と言っても、市役所の職員が運営をするということに主体がなってくると、どうしても意識として、そのあたり、県の仕事をやってあげているということになってくることを恐れるわけですね。

そのあたりきちっとしておかないと、お金は出すけど口出すなということ、先ほど言ったことになってくれば、何の意味もないので、だからだれのための施設かということ考えたときに、そういう基本的な考え方のもとで運営をしていただく。そういうことは最低限のことですから、そこからスタートしていかないといけないんじゃないかと懸念をしておりますので、ちょっとお聞きしたいんですが。

◎梅森障害保健福祉課長 この3月に高知市のほうで、5カ年のサービス計画もつくっておりますし、県内全体に広げていくということにつきましては、高知市とも十分に協議をしております。県としましても、高知市の職員人件費部分の応分の負担をするということがございますので、当然計画にのっとって、県内全体にサービスが広がるようなことで、十分に県としても意見をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

◎黒岩委員 そういう協議の中で進んでいくんでしょうけど、県の職員が、点字図書館に人事交流でいくということは想定されるんですか。

◎梅森障害保健福祉課長 これからの検討でもありますけど、今現段階ではまだ、そういう想定はない形でございます。

◎黒岩委員 わかりました。このあたりで終わりますけども、先ほど言いましたように非常にスタートが大事ですので、基本的な意識づけをしっかりとって、対応していただこうように。協議をしっかりとっていただきたいし、その協議についても、きちっと当委員会に報告をしていただいて、私たちの意見が反映できるように、しっかり対応していただくようお願いをしたいと思います。

◎中根委員 県も費用をしっかりと出していくという方向になったことは、大事なことだろうなど。あとは、運営協議会などの中で、先ほど黒岩委員おっしゃったように、市がやってるんだから県はお金だけを出せばいいよという形にはならないだろうと私は思うんですが、そういう形をね、一緒につくり上げていくという、中身をしっかりとつくっていただきたいと思います。それで、先ほど新施設の説明の中でルミエールサロンのことがありました。ことしから高知市の方を除くという言われ方を、利用者を限定しているというお話がありましたが、これはそんな必要があるのかどうか、そのあたりはどんなお考えでしょうか。

◎梅森障害保健福祉課長 これまでルミエールサロンでは、県内全般を見てまいったところですが、指導員が少し不足がちになってきていること。あと高知市にもそういう訓練指導員がいらっしゃるといこともありまして、これまでの過去の経緯から、県のほうで高知市内の方もお世話をさせていただいておりましたけど、なかなか郡部へ手が回らなくなってきている現状などもございまして、高知市内の登録の方については、高知市の職員で担っていただくということで役割分担をさせていただいております。

当然ルミエールサロンは、結構郡部へ行きますと1日がかりになったりしますので、継続して行いますけれども、今後、新点字図書館の中には新たに訓練指導員を置いてですね、機器の展示を行ったりとか訓練もするというのもございますが、そうしたものは高知市のほうでやっていただくというところで、少しその辺の役割は、分担をして、今県の訓練指導員がちょっと不足しております、今養成もあわせてしているところがございます、なかなか高知市の方を全部見切れないということで、途中高知市にお願いをして高知市内の方は高知市の職員で訓練をしていただくということで、昨年少し軌道修正をしております。

◎中根委員 それは軌道修正をされた現状というのはあると思うんですが、高知市も含めて、その対応が役割分担することで十分になっているのか。これから先、臨機応変に、例えば、高知市内は余裕があればいいんだけど、高知市内も余裕がない場合、いや高知市の人は絶対に県のほうには入れてあげませんみたいな、そんなことにならないような柔軟性があるのか。そのあたりどうですか。

◎梅森障害保健福祉課長 当然、新点字図書館に配置をされることで充実もしますし、当然一緒になってということもございますので、情報共有しながら、要はサービスが広がるようなことも話をしつつ進めていきたいと思っております。

◎中根委員 どうしても人口そのものは高知市が多いので、そのあたりのバランスを、機械的にならない形をいかにつくるかをぜひ検討していただきたいと思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で地域福祉部を終わります。

《文化生活スポーツ部》

◎弘田委員長 次に文化生活スポーツ部について行います。

まず議案について、文化生活スポーツ部長の総括説明を求めます。なお部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎門田文化生活スポーツ部長 6月議会への提出議案につきまして説明させていただきます。文化生活スポーツ部からは、平成29年度一般会計補正予算案1件と、条例その他議案1件を提出しております。お手元の資料②の番号がついてます議案説明書の12ページをお願いいたします。

文化生活スポーツ部の補正予算総括表でございます。文化振興課におきまして、長幕戦争など慶応2年の出来事を記した坂本龍馬直筆の書簡を購入するための経費といたしまして、1,330万円の増額補正をお願いしております。

次に、③の番号がついてます条例その他議案をお願いいたします。③の表紙をめくっていただきますと、最初に、議案目録がございます。このうち文化生活スポーツ部は第13号議案が該当しております。第13号議案につきましては、独立行政法人日本学生支援機構

法が一部改正され、新たに給付型奨学制度として、学資支援金が創設され、あわせて旧来の貸与型の学資金が学資貸与金とされたことを考慮して、これに関係します条例について必要な改正を行おうとするものでございます。

続きまして、報告事項が1件ございます。文化生活スポーツ部の資料、報告事項のスポーツ課をお開きください。スポーツ振興に関する政策推進体制についてでございます。御案内のとおり本年4月から学校体育以外のスポーツに関連する業務を文化生活スポーツ部に一元化し、取り組みを進めているところでございます。先月14日には、産学官民が連携して、本県のスポーツ振興を強力に推進していくため、高知県スポーツ振興県民会議を立ち上げ、第1回の会議を開催いたしました。この県民会議の概要や施策の取り組み方針など、今後のスポーツ施策に関する政策推進体制について御報告するものでございます。なお、議案報告事項の詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明をさせていただきます。

最後に文化生活スポーツ部が所管します審議会の開催予定について御報告をいたします。同じ資料の赤いインデックス、審議会等をごらんください。平成29年度、審議会の開催についてでございます。3の高知県私立学校審議会につきましては、5月31日に開催いたしました。主な審議項目などを資料に記載してございますので、御確認いただきますようお願いをいたします。なお、委員の名簿を資料の後ろにつけてございますので、御参照いただければと思います。このほかの審議会等の開催状況につきましても、随時御報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。

〈文化振興課〉

◎弘田委員長 続いて所管課の説明を求めます。まず、文化振興課の説明を求めます。

◎三木文化振興課長 当課からは、平成29年度補正予算議案につきまして御説明いたします。まず、青色のインデックスの資料番号2、議案説明書補正予算の13ページをお開きください。

当課の補正予算といたしましては、文化基金繰出金で1,330万円の増額でございます。詳細につきましては、別途資料で御説明させていただきます。お手元の議案参考資料の赤いインデックスの文化振興課の1ページをごらんください。

坂本龍馬直筆の書簡を購入するため、文化基金へ繰出金の補正予算をお願いするものでございます。左の資料の概要欄をごらんください。

この書簡は、慶応2年12月4日に、家族にあてて書かれました坂本龍馬直筆の書簡でございます。この書簡の内容は、これまで、写本や文書の記録で知られておりましたが、このたび新たに原本の一部が発見されたものでございます。半紙6枚の表装していない、送付したままの状態でございます。文字数から書簡全体の約4割に相当するものと思われ

ます。この書簡は、龍馬の父、坂本八平の命日に激動の慶応2年の1年を振り返った内容が書かれておりまして、発見された部分は、伏見寺田屋で襲われた後に、薩摩藩の吉井幸輔が京都から兵士を連れて、伏見の薩摩屋敷に龍馬を迎えに来る部分から、京都の薩摩屋敷で、小松帯刀、西郷吉之助と話をした様子。

また、自分の手の傷のぐあい、そして慶応2年夏から秋にかけての長幕戦争の様子。また、土佐人、上田宗箇の戦場での活躍。めい、おやべの婿養子清次郎への気遣い、また、現在の戦争には長い刀は要らないといった話などがありまして、末尾に龍馬の記名がございます。なお、購入予定金額につきましては、専門業者3社の鑑定評価額の平均を下回っており、適正な価格と考えております。

右上段の資料の重要性をごらんください。県では、所有者の方から調査研究にこの資料を役立ててほしいということで、公的機関で購入していただきたいという申し出を受けまして、県の文化資料収集審査会を開催し、真贋の判定や、県に所蔵すべきかどうかを御検討いただきました。検討の結果、内容や保存状態などの面で学術的に高い価値を有するものであり、県に収蔵すべき資料であるという旨の御意見をいただいております。

その下、購入の必要性の欄をごらんください。県では、郷土の偉人であります坂本龍馬の貴重な資料を収集し、業績を顕彰した上で、後世にしっかりと引き継いでいくこと、こうしたことが使命であると考えております。これまでも、県立坂本龍馬記念館におきまして、貴重な資料の収集保存、展示を行ってまいりました。現在、同館に博物館機能を備えた新館を整備しておりますところをごさいます、リニューアル後は博物館として、調査研究もより一層、進めていくこととしております。このたびの資料は貴重な資料の散逸を防止し、後世に引き継ぐ県の指名に照らし、取得する価値と、必要性を有するものと考えております。

右側下段の資料の活用欄をごらんください。購入後は、ことしの秋の行楽シーズンに合わせまして、まずは、高知城歴史博物館での展示公開を予定しております。また、現在、整備をしております坂本龍馬記念館につきましては、来年の4月21日に新たにオープンをしたいと考えておりまして、その際の企画展等でも、活用してまいりたいと考えております。

以上で文化振興課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 資料にも書いてますが、金額の妥当性ということで、適当という御説明があつたんですが、こういった、歴史的な価値のある文書とか書簡を購入するに当たって、今回3社の鑑定評価ということですが、参考までに3社の業者名と、それぞれの鑑定評価額は。

◎三木文化振興課長 それぞれの業者の鑑定評価額につきましては、申すことができないところでございますが、専門業者3社、京都、東京の古美術商から見積もりを徴収しております。見積金額の幅でございますが、1番下のところで1,000万円、1番上が1,800万円ということになっております。

県としましては、その3社の平均価格を参考にしまして、所有者とのお話をして御理解をいただいたというところでございます。

◎上田（周）委員 その1,000万円、1,800万円という中で、その金額の妥当性ということで、県の文化資料収集委員会の専門の先生5名の、この鑑定評価に対する御意見とかは、お聞きしたというか、そこら辺はどんな協議をされたんですか。

◎三木文化振興課長 収集審査会におきましては、資料にも書いておりますとおり大学の教授の方でありますとか、博物館の関係者、そして郷土史に詳しい方をお願いをしております。収集審査会では、この5人の委員さんすべて龍馬の直筆の書簡であるという御意見をいただいております。

また、今回見つかった資料につきましては、その存在が写本で内容的には明らかになっておったものですが、その手紙本体の直筆の書簡が初めて見つかったということで、これは今後の龍馬の研究にも、非常に役立つものであるといった御意見などをいただいております。

◎上田（周）委員 今後も、こういった歴史的な非常に価値の高い、文書とか物品とかいろいろ出てくる可能性もなきにしもあらずとは思いますが、金額の妥当性というのは、なかなか難しい中やけど、何か基準みたいなもんも、一方で準備しておくとかそういうことはどうなんですかね。

◎三木文化振興課長 基準といったところはなかなか難しいかもしれませんが、これまでも、県ではこういった資料を購入する際には、複数の専門業者の見積もりを参考にいたしまして、その時々々の価格の妥当性を判断してきたところなんです。今後におきましても、そういった形で、一定価格の妥当性を求めながら、こういった資料が出てくるかどうかまだわかりませんが、その都度その都度で検討してまいりたいと考えております。

◎上田（周）委員 最後ですが、これ購入する時期っていうのはすぐなのか。それと予算上のテクニックですけどね、今回、文化基金に一たん繰り出してそこでということなんですけど、これ普通考えたらそのままよね。県費で購入すれば済む話やないかなという、単純にそんなこと思いますけど、そのあたり含めて。

◎三木文化振興課長 まず、今後のスケジュールでございますが、今議会で予算をお認めいただきましたら、所有者の方と今月中には購入契約を結びまして、県のほうに資料を収蔵するという形になります。もう一つ、文化基金といったことで今回取得をするようにしておりますが、資料のほうにもございますように、この文化基金は、芸術上、また学術上、

歴史上、そういった価値の高い文化財等を取得して、その保存活用を図っていく。これをもって、県民の皆様の文化的向上に資するため設置した基金でございます。

これまでも県ではこういった美術品であるとか、歴史的な資料でありますとか、そういったものにつきましては、一たん文化基金のほうに繰り出しを行いまして、その文化基金で、資料を購入してきたという経緯がございますので、今回の資料についても、そういった形で取得をさせていただきたいと考えております。

◎中根委員 その価格、また前段のお話でちょっと心配だなとよくわからないものですから。高知新聞に、6月8日、9日と松岡司さんの本物だろうかという、文が載っています。本当に難しく私たち素人には十分わかりませんが、こういう疑義が出た時点で、県が何か対応とられているのか。その信憑性というのは本当に心配ないのか、そのあたりいかがでしょう。

◎三木文化振興課長 資料の真贋というところかと思います。私ども、この資料の購入に当たりましてはですね、まず、5名の専門家からなる、資料の収集審査会を開催しております。先ほども申しましたが、その専門家の複数の目でもってですね、その真贋であったり、資料の価値であったり、また内容であったり、そうしたところを十分に審査をさせていただいたところでございます。

その上で、5人の委員の皆様がすべてこの書簡は、龍馬の直筆であるといった御意見をいただいて、最終的に審査会の委員長から県に対しまして、この資料は間違いのないといった御意見もいただいて、今回、補正予算のお願いをしておるところでございますので、そこは十分に県としまして、御安心くださいというか、そういった手続をきちんと踏んでおるところでございます。

◎中根委員 そうだろうとは思いますが、大変本当かどうかというその疑義を持たれている部分が大変具体的なので、今の時点で検討して下さった方たちに、いやこういう疑義が出ていますというお話は、県としてされたことはないですか。

◎三木文化振興課長 その疑義の、高知新聞の記事につきましては、今回の資料についての内容を指しておるわけではございません。ただそういった高知新聞に出ておるといったお話につきましては、各委員さんも当然御承知の上で、今回の手紙を審査をさせていただいておると承知しております。

◎久保委員 私はちょっと別の観点から、慶応2年といったら本当に龍馬のいろんな動きがあったときで、寺田屋があったり、その前に薩長同盟があったり、新婚旅行へ行ったりして、龍馬の動きがわかりやすいとこなんで、この右下に今後のその活用のスケジュールというのが出ております。

もちろん、この書状を展示することによって、高知城歴史博物館ですとか、来年オープンする坂本龍馬記念館、そういう観光客の方においでいただくことはもちろんですけども、

私は冒頭申しましたように、慶応2年というのは大変わかりやすい動きのときなんで、ぜひ県内の皆さんにこの書状なんかを直接見ていただく。そのことによって、自分たちの先輩、郷土の先輩がこうやって、あっ薩長同盟やったんだ。寺田屋で手に傷を受けたんだとか、それをいやすために新婚旅行に行ったんだとかいう、何か歴史を体感できる実感できるというか、そういうのをより一層、皆さんんかがこの書状に触れる機会を多くしていただきたい。

それには、当然教育委員会なんかと一緒に取り組むことが必要だと思いますけども、課長のお考えをお願いいたします。

◎三木文化振興課長 この書簡につきましては、先ほどお話のありましたとおり、慶応2年という、非常に龍馬の亡くなる前年の総まとめみたいな内容が書かれておまして、これにつきましては、展示公開をするに当たりましては、そういった全体像もわかるようにしながら、今回の6枚の手紙、そういう実物を見ていただく。そういった工夫につきましては、今後やっていきたいと考えております。

また、この内容につきまして高知の多くの子供たちに見てもらいたいという気持ちはございますので、教育委員会とも連携を図りながら、ぜひ、高知県内の小中高校生、多くの方に、博物館に来ていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎弘田委員長 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎井澤私学・大学支援課長 当課からは、高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案について御説明させていただきます。お手元の資料、右肩に③が番号がついております条例その他、議案の19ページをお開きください。

第13号高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例でございます。この条例は、独立行政法人日本学生支援機構法が一部改正され、新たに給付型奨学金制度として学資支給金が創設されるとともに、あわせて旧来の貸与型の学資金が学資貸与金とされたことを考慮し、これに関係します条例について、必要な改正を行うとするものでございます。関係する県条例は三つございまして、当課が所管するのは第1条の高知県産業人材定着支援基金条例の一部改正でございます。

今回の条例改正の内容を御説明する前に、まず、条例改正の要因となりました法改正の概要について簡単に御説明いたします。お手元でございます議案参考資料の赤のインデックスの私学・大学支援課のページをごらんください。

上段の趣旨に記載しておりますとおり、今回の法改正は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、従来の貸与型の奨学金制度に加え、給付型奨学金制度を創設したもので、その下の概

要に記載しておりますとおり給付型奨学金の支給等に関する事項、そして、支給の原資となる基金の創設などが改正の主な内容となっております。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日でございます。

給付型奨学金制度の対象者や支給額等については、1 番下の枠囲みに参考として記載しております。まず支給対象者としましては、住民税非課税世帯に属し、一定の学力や資質を要している大学等への進学者ということになります。支給額は、進学先や通学方法によって違いはありますが、点線から下段に記載しております、例えば私立大学に自宅外から通学する者には月額 4 万円が、また、児童養護施設の退所者等については、それぞれの進学の区分に応じた月額が、本年度から先行的に支給をされることになっております。

これに加え、児童養護施設の退所者等については、入学時に一時金として 24 万円が別途支給されます。

本格実施となる平成 30 年度以降は、1 学年当たりおよそ 2 万人が見込まれております。なお、今回の法改正により、給付型奨学金が新たに創設されたことに伴いまして、従来の貸与型の奨学金の名称が学資金から、学資貸与基金に変更されております。

以上が独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正の主な内容でございます。

それでは③の番号がついております条例その他議案の 19 ページに戻りまして、第 1 章を御説明させていただきます。今回の高知県産業人材定着支援基金条例の一部改正の内容でございますが、この条例は先ほど御説明しましたように、独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正により、新たに給付型奨学金として学資支給金が創設され、あわせて旧来の貸与型の学資金が学資貸与金とされたことを考慮しまして、当該条例で定めております支援金の給付要件や額、支援候補者の選考方法等に規定しております学資金の名称を学資貸与金に変更するなど、ここに記載しておりますとおり改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 業務概要委員会で、それぞれ奨学金を受けてる方々の人数を大学ごとに出していただきました。それだけ各家庭においては大変ありがたい、そういう制度だと思いません。そういうことで、非常に申し込みをされる人数も多く出てくるんじゃないかと思うんですけど、実際これは各学校現場で人選するんですかね。

◎井澤私学・大学支援課長 日本学生支援機構から学校のほうに手続、それから周知等について、直接文書が行っておりまして、そこで生徒・学生の皆さんにそういう情報が伝わるようになっております。

◎黒岩委員 ちなみに、平成 29 年度は先行的ということですけど、実際、高知県にどれぐらいいらっしゃるんですか。

◎井澤私学・大学支援課長 資料の中に書いておりました約2,800人を当初見込んでおったということで、現在2,800人のうち全国で1,578人から応募申請があったと。で、定員に満たしていないということで日本学生支援機構のほうでは、手続期間を5月25日から8月4日まで延長しております。

高知県内の状況を確認しましたところ、私学ということで専門学校がございしますが、6校から7人の方、申請もしくは今、申請の手続中というようなことで話をお聞きしております。

◎黒岩委員 ということは、全国の申請もまだ十分定数までたりずに、さらに応募を広げると。県内的にも非常に人数少ないということで、これは周知がされてないのか、そのあたりの実態としてどうなんですかね。

◎井澤私学・大学支援課長 新しい仕組みということで、新聞等でも報道はされておりますし、支援機構も各学校に周知をしておるということで、そこが漏れないようにという、そういうことはされておるんだらうと承知しております。

◎西内委員 支給対象となる学校種が四つ掲げられている中で、特にすぐれた学生に学費を支給するということですが、特にすぐれたっていうのはどういった基準で選ばれるんでしょうか。

◎井澤私学・大学支援課長 これは、それぞれの学校に任されていると聞いております。

◎西内委員 学校が判断するんですか、機構が判断するんですか。学校から上げられてきたものを機構が判断するという認識なんですか。

◎井澤私学・大学支援課長 目安というのは、学生支援機構の方が持つておると思うんですけど、ここで言うております優秀者っていうのは、それぞれの学校が、判断されるということです。

◎西内委員 先ほど、答弁の中に高知県内で6校で7人でしたかね。ということは学校側が判断して、その辺を1人とか2人という判断の中で上げてきてるということで構いませんか。

◎井澤私学・大学支援課長 もちろんそういうことになろうと思いますが、成績の部分というよりも経済的な部分が、一定この申請にかかわってくる部分でいうとウエイトが大きいのかなとは思っております。

◎中根委員 非課税世帯で進学をして、4月の時点で支援機構なんかの申し込みをしますよね、その時点では、この貸与金っていうのは、十分説明をされていないんじゃないかと思うんですが、支援機構からお金を借りるようになっている、それに加えてこういう申し込みもできるような形になってるのかどうか。重複できるんでしょうか。

◎井澤私学・大学支援課長 重複支給というか、貸与というのはできるような仕組みになっております。ですので、まずその貸与型の奨学金の手続をされた方、その方が新たにこういう制度を聞いてそれで申し込むということも可能ということになっております。

◎中根委員 そのあたりは、各大学や専門学校なんかも周知するような、何か仕組みはちゃんととってるんでしょうかね。

◎井澤私学・大学支援課長 学校にはそれぞれにそういう部署というのがございます。そこを窓口にして周知をするということになると思いますが、今回は平成 29 年度からの分という私立の学校になりますので、県立大学であるとか、それから高知大学、そういったところは来年度からで、それぞれの学校で周知をしていくということになると思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

(昼食等のため休憩 11 時 39 分～12 時 59 分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈スポーツ課〉

◎弘田委員長 それではスポーツ振興に関する政策推進体制について、スポーツ課の説明を求めます。

◎中島スポーツ課長 スポーツ振興に関する政策推進体制について御報告させていただきます。スポーツ振興に関する施策推進体制につきましては、さきの業務概要委員会の際にも御説明させていただいておりますが、先月 2 日に高知県スポーツ振興推進本部を、また、冒頭に部長から説明のありましたとおり、先月 14 日には高知県スポーツ振興県民会議を設置いたしましたので、その概要について御説明させていただきます。

お手元の委員会資料、報告事項、表紙に平成 29 年 6 月高知県議会定例会報告事項と書いております書類の赤のインデックス、スポーツ課の 1 ページをお開きください。

資料 1、平成 29 年度スポーツ振興施策の概要でございます。左上から横にかけて、今年度は、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興の 3 本の施策を柱に立て、この 3 本の柱に横断的にかかわる重要な視点としまして、中段より下にあります障害者スポーツの充実、オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツ振興、スポーツ推進のための環境整備の三つの項目を加えました六つの取り組みの相乗効果を図りながら、PDCA サイクルを徹底することによりまして、スピード感を持って推進していくこととしております。

枠の中には、それぞれ中目標と具体的な取り組み内容を記載してございます。なお、この資料につきましては、さきの業務概要委員会においても御説明させていただいております。

すが、例えば、スポーツツーリズムの振興の右端の上から四つ目に赤字で記載しておりますアマチュアスポーツの誘致など、新たに中目標として追加するなど、内容を若干一部修正してございます。

続いて2ページをお開きください。資料2 スポーツの振興に関する政策推進体制についてでございます。資料に向かって右側は高知県スポーツ振興推進本部でございます。本県のスポーツ振興施策を組織横断的に一体となって推進してことを目的として、下にございますとおり知事を本部長、庁内でスポーツ振興に関係する部長を本部員として立ち上げたところでありまして、上のほうにあります役割に記載してありますとおり、高知県スポーツ推進計画の着実な実行とPDCAサイクルの徹底。また、新たなスポーツ振興に係る推進計画の立案を役割としております。6月2日に開催いたしました第1回会議では、本県のスポーツの現状や課題を共有し、今後のさらなる強化策などについて協議を行ったところでございます。

続いて資料の左側、高知県スポーツ振興県民会議は、県内の産学官民が連携協力して本県のスポーツ振興をより強力に推進していくことを目的としておりまして、新たなスポーツ振興に係る推進計画の策定や施策の検証、評価、提案に加えて、委員みずからがプレイヤーとなっただき、スポーツ振興に協力支援していただくことを期待してございます。6月14日に開催いたしました第1回会議では、各委員の皆様方から多分野にわたる新たな提案をいただくなど、広い視点で貴重な御意見をいただいたところでございます。

また、今月中旬には高知県スポーツ振興県民会議、中段より下に専門部会と書いておりますが、三つの専門部会がございまして、競技力向上部会、生涯スポーツ推進部会、スポーツツーリズム振興部会をおのおの開催する予定でございまして、それぞれの分野でさらに掘り下げていただき、専門的な見地から御意見をちょうだいしたいと考えております。

なお、高知県スポーツ振興県民会議の委員の皆様の名簿につきましては、次の3ページ以降に資料3で掲載しております。県内のスポーツ関係者をはじめ、産業、福祉、教育など多分野にわたる関係者の皆様で構成しておりまして、3ページは県民会議、次の4ページは競技力向上部会、5ページが生涯スポーツ推進部会、6ページがスポーツツーリズム振興部会のおのおの委員名簿となっております。

また、この高知県スポーツ振興県民会議には、全国区の視点でさまざまなアドバイスをいただけるよう、我が国のスポーツ分野の第一線で活躍されておられる有識者の方々にアドバイザーとして就任いただいております。お手数ですが、7ページの資料4をお開きください。高知県スポーツ振興県民会議アドバイザーの資料でございます。左上から下に順番で御紹介させていただきます。独立行政法人日本スポーツ振興センターのハイパフォーマンスセンター長でもあります勝田隆氏です。スポーツ医科学の活用にも知見をお持ちで

あり、高知県スポーツ推進プロジェクトのアドバイザーとしても、本県に御協力をいただいております。

次に、地域のスポーツ振興を支える総合型地域スポーツクラブの全国協議会幹事長も務められております桑田健秀氏です。企業のスポーツクラブでも指導に携わっており、元モントリオールオリンピックのバスケットボール選手でございます。

次に、日本財団パラリンピックサポートセンターで御勤務されているマセソン美季氏でございます。アイススレッジスピードの競技におきまして、長野冬季パラリンピックで金メダル3個、銀メダル1個を獲得され、国際パラリンピック委員会公認のパラリンピック教育教材づくりでは中心的な役割も担われております。現在、障害者のスポーツ参加機会の拡充に向けた取り組みなどで御意見をいただいております。

右上に移っていただきまして、早稲田大学スポーツ科学学術院教授で、スポーツ政策が御専門であります間野善之氏でございます。2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、関西ワールドマスターズゲームズなどのビッグイベントにおけるレガシーの創造や、スポーツの成長産業化、地域活性化などで御活躍されております。

最後に、スポーツに関する各種調査や刊行物の編集などに従事されております、笹川スポーツ財団の澁谷茂樹氏でございます。澁谷氏も高知県スポーツ推進プロジェクトのアドバイザーなどで本県に御協力いただいております。

以上、アドバイザーの方々には、高知県スポーツ振興県民会議や専門部会での助言のみならず、県が抱えるスポーツ振興の課題などにつきましても御意見をいただくよう考えております。

続きまして、資料の8ページの資料5から資料の6、資料7、A3の資料でございますが、いずれも高知県スポーツ振興県民会議におきまして使用した資料でございます。スポーツ振興の三つの柱であります競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの進行ごとに現状、見えてきた課題、さらなる強化策の方向性につきまして、おのこの左側から順序に整理してございます。

今後、各委員の皆様には、本県が抱える課題や新たに見えてきた課題につきまして、幅広い視点で御意見をちょうだいし、本県のスポーツ振興策の抜本強化に向けて検討を重ねていきたいと考えております。

最後になりますが、資料11ページでございます。資料8でございます。平成29年度スポーツ振興政策推進体制のスケジュール案でございます。真ん中中段に先ほど御説明いたしました庁内で組織します高知県スポーツ振興推進本部を記載しておりまして、本年度5回、その下に産学官民で連携して推進いたします高知県スポーツ振興県民会議は、本年度4回の開催を予定しております。加えまして、三つの専門部会でも随時、御意見をちょう

だいしながら、既存施策の進捗管理をしっかり行い、新たなスポーツ振興に係る推進計画の策定に向けても進めてまいります。

中段のスポーツ振興推進本部の右側に記載されます、破線で掲載しておりますけれども、年明けの時期には、新たな計画にかかりますパブリックコメントも実施することとしておりまして、計画の内容や方向性が固まりましたら、当委員会におきまして、随時御報告させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 これから取り組んでやっていくわけですが、1番基本的な、低学年の子供さんたちの日常的な、学校におけるそういうスポーツの中で育成をしていく中で、子供さんがやりたいこと、得意とすること。そういうことも指導者が将来性を見て引っ張り上げていくだけの能力のあるか、そういう体制ができるかどうかということと同時に、学校以外でのそういった推進ですね。やっぱり両面が非常に大事だと思いますし、早い段階からその素質を見込んで、その一人一人に対するアプローチをどうしていくかが非常に大事になっていくと思うんですけど、今の学校レベルでいくと、得意とすることが課外授業で、それが一概にできてないという問題もあるでしょうし、そういう一貫体制の中でどういう流れをつくって、ジュニアからのそういう指導体制というか、環境をつくっていくのか、そのあたりどんなふうな展開になります。

◎中島スポーツ課長 お尋ねのありましたことにつきましては、いの一で競技力の向上の中でも、系統立てた育成強化体制の確立の中でも、ジュニアからの育成プログラムという形でも位置づけておりまして、先般、開催いたしました6月14日の県民会議におきましても、委員の皆様方から、このことについてのたくさんの質問とか、幅広い御意見ちょうだいいたしました。

その中で、県内の子供さんの競技力の向上を見出すための取り組みとしては、御存じだと思いますけど、くろしおキッズという取り組みもしてはおりますが、学校とか地域なんかでその指導者、特にその競技団体なんかを通じて、特に体力の秀でたお子さんなんかをピックアップするような仕組みが、今現在走っておるところです。とは言いながらも、実際そのスポーツ自体に参加できない、いろいろ家庭の事情とかも含めてですね。いろいろ意見が出たんですけども、特にその中山間とかの家庭の事情で、なかなか参加できないお子さんなんかをいかに見出すことができるのかっていうことの中で、一つは競技団体がございます、各競技団体が把握しておる各市町村とか地域ごとの競技者人口、特に学校での、特に得意な競技であるとか、そういったものをとりあえず調査してみるべきではというような意見がございましたので、まずは、早々にスポーツ課から各競技団体にその実態調査をして、競技団体の方の把握してるデータもつかみながら、また競技団体

とも一緒にですね、そういった子供さん、特に才能がありながらも、見出せなかったというお子さんについては、引き上げていくということをまず考えていきたい。

またもう一つは、学校の関係につきましても、学校だけでは不十分なところもございまずので、総合型の地域のスポーツクラブであるとか、そういう地域でのスポーツ活動なんかも、いろいろ意見聞きながら、具体的にそういうお子さんがおれば、1番どういった競技に向いているのかとかいう意見なんかも参考にさせていただきながら進めていきたいと考えております。

◎黒岩委員 これは少子化の中で、どういう流れをつくっていくかというのは、大変難しいとは思いますが、やはり、いかにそういう特性を生かした環境をつくってあげられるかということは大切かと思っておりますので、いろいろ協議しながらまた試行錯誤しながらやっていくと思いますが、よろしくをお願いします。

◎桑名委員 競技力向上についてでございますけれども、なかなかスポーツ課ができてこの体制が組めたと言っても結果ってのはすぐ出てこないと思うんですが、ただ、目標とするものですよね、何年以内にどうするのかということがないと、漠然として、どう取り組んでいったらいいのかわからなくなるんですが、その目標とするものは、具体的なイメージはされてるんでしょうか。

◎中島スポーツ課長 まず、競技力の向上の一つの課題としまして、よさこい高知国体の際にですね、天皇杯の順位、10位でございまして、ただその前年と翌年の順位が全国で30位という順位でございました。まずは、国体の競技成績という形であればですね、今後、新たな抜本的な計画を策定する中で、一つは約30位という位置づけのところまでは何とか競技力の向上をさせていきたいということと、あとやはり来る2020年の東京オリンピック・パラリンピックにですね、前回のリオのオリンピックでは本県の代表選手というのがパラリンピックのみで、池選手だけでございましたですけれども、本県の出身の方々を、今トップクラスの方をできるだけ、代表選手で送り込むということが当面の目標ととらえております。

◎桑名委員 例えば産業振興計画もですよ、何年後、5年10年というものを立ててやってくるんですけれども、その時期的なものはあるんですか。

◎中島スポーツ課長 今の高知県のスポーツ推進計画というものがございまして、その後、2020年の東京オリンピックの開催決定もございましたので、プロジェクトの推進計画というのは二つございますけれども、今考えておるのはいずれもちょうど、本年度が二つの計画の見直し時期でございまして、新たに体制も一元化になりましたので、抜本的な骨太の対策というのを、今年度中に、先ほど説明したような形で1年間かけてつくり上げたいと思っております。それで、ほかの計画でもございまして、10年後のあるべき姿でどういう位置におるべきなのか、短期的に2020年という一つの節目がございまして、その時

期にはどういったような形で到達していかなければならないのかという形で考えていきたいと考えておるんですが、具体的な施策というのは、これから各県民会議等の意見もいただきながら、設定していきたいと考えております。

◎桑名委員 国体のときにそういう成績を残した。それは全競技出れるというところもあるんですけども、ただ、あれで競技力というのは相当上がったと思うんですけども、大体何年ぐらいかけて強化対策を打ってたんですかね。

◎楠目振興監 その前後に、例えばインターハイであったり全中があったりしましたので、その都度、段階的にやっておりました。本格的になったのがですね、例えば強化費を特別に競技団体にやりだしたというのが、平成に入って数年たってからでございました。まずスタートとすると、そのあたり確実に強化費が上がったというところになります。

それまでも、金額としては少なかったですけど、各競技団体の国体育成費というのはあったんですけども、歴史で見るとそのようなところが1番の転換期だと思います。そしてそれに伴って施設ができてきたり、指導者の考えというようなことが育ってきたように、当時のことを記憶しております。

◎桑名委員 そしたら、そこで実績は出してるんで、その経験を踏まえて、またこれからもプログラムを組んでいく形になるんですか。

◎楠目振興監 例えば、よさこい高知国体も指導者ということがまずありました。そのときにアドバイザー招聘事業という非常にいい事業がございまして、それ今でも続いております。それを特化したのが定着して、移住して高知県に住みつような指導者にかかわっていくとかいうのが進化型でございまして、競技団体を特別強化したというのは、特別強化で重点強化、今でございましたら、例えば鍋島さんが世界陸上の切符をとったんですけども、優秀な選手については、特別な強化費用をやっていくとかいうことで、SABとか分けてやったりしているというのが、今までの策が進化していくというような形やと思います。

◎久保委員 中島課長から御説明があったこの2ページの、本部会議と県民会議ですね、ここに書かれてるこの右側の推進本部の役割の②のほうですね。まさに先ほどからお話が出てますように、新たなスポーツ振興に係る推進計画、これが私はキーやと思います。ほんで、平成27年3月にできた今の実際の計画、これがちょうど今年度見直しの時期ですんで、先ほど、言われたように。ここできっちり、つくっていく。ミッションとしては、競技力の向上と生涯スポーツとあとスポーツツーリズム、この三つの柱になろうかと思ます。

11ページに今後のスケジュールが出ておるわけですけども、さっき言った三つのミッションのうち、三つを平行で動かしていくんじゃないかと、専門部会で三つに分かれているわけですね。そういうときに先ほど課長からも御説明があったように、例えば、競技

力の向上でしたら、長期、中期、特に、今回の場合 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、一つのどうしても区切られたターゲットがありますよね。そういうことを考え、このスケジュールを見たときに、三つパラレルに動いて、上段にありますように 1 月下旬から 3 月上旬に、これは、意見公募、パブリックコメントを設けて、最終的につくるということですけども、その競技力の向上については、少し早目に早目に動かしてつたらどうかなど。

もちろんスポーツツーリズムですとか、あと生涯スポーツ、これはこれできっちりやったらいいと思いますけども、ちょっと競技力の向上というのは、ほかの外的な要因があるので、少し先に動かしてもいいんじゃないかなとも思いますし、それを受けて先に動かして、来年度予算にそれを反映さすみたいなところも、一つ先んじて動かすこともありかなと思いますけども、課長の御所見をお願いします。

◎中島スポーツ課長 競技力の向上につきましては、まさしく委員が言われたとおり自分も考えておまして、近いうちに 2020 年の代表選手が決まるということも加えて、今各競技の種目で頑張っておられる選手の方をいかに引き出して、そういったステージに立っていただくかという形になると、悠長にしておくべきではなく、当然、先ほど言われたような視点で、例えば、今回の県民会議の中でも、いろいろ競技力の向上を図るために、先ほど言いました競技団体であるとか、県の体育協会の強化も今年度図りました。そういう中で今できること、特にオリンピック・パラリンピックの関係になりますけれども、せんだってのジャパンライジングスターといったことなんかでも、ソフトボールの女子になりますけど、本県が特定の強化指定県にもなりました。

そういった国の後押しもございますので、もう今、既に取り組みを図るようにしておりますし、何といたしてもその計画をつくるだけではなくて、既存の施策をがっちり強化しながら、今の施策にとどまることなく、徐々に検討しながら、やれるところはやる、予算の範囲の中で強化策を図っていききたいなとは考えております。

◎久保委員 実際のところはそうやと思うがですね。私が言わんとするところは三つの専門部会つくって、三つが横並びで同じ時期に、横を見ながらやっていくということもありかとは思いますが、今回の場合は、ちょっと競技力向上については外的な要因があるので、これについては、少し計画策定を早めにやってもいいんじゃないかな、その方が実際に効果があるんじゃないかなと思いますので、本部会議でも県民会議の中でもちょっと御議論を、本当に時間はないので、あんまり拙速にもなってもいいんですけども、ぜひ御検討をお願いします。

◎中島スポーツ課長 専門部会にも県民会議のほうにも、本県の競技団体の代表の方も含めてですね、いろんな方がおられます。計画だけじゃなくて、現在の計画の進捗管理を図

る中でも、具体的な意見についてはいろいろと聞いてみたいなど考えております。反映していきたいと思います。

◎桑名委員 生涯スポーツの推進のところを今読んでたんですけども、僕もレクリエーションのいろんな協会の役もやってるんですが、来年、全国の大会があって、実はこれが1番好機であるし、そろそろプレ大会が始まって来年に向かうんですけども、一切、全国レクリエーション大会のこと書かれてないんで、競技力向上になるとなかなかそれまで時間かかるけど、レクリエーションというのは参加してもらおうということなんで、やっぱりもう今からですね、入れていかないといけない。この好機を逃したら、今度はレクリエーションスポーツというものの普及がなされなくなっていくと思うんで、読んでもなかったんで、どのようなことで入ってないのかなと思ひまして。

◎中島スポーツ課長 スポーツ運動に比べてレクリエーション競技もレクリエーション大会というイベントを通じて、広く県民の方が参加する意識といいますか、一步踏み出していただける非常に有意義な機会と自分もとらえてまして、せんだって来年のレクリエーション大会に向けまして、ちょうど事務局のほうとも、具体的に今から動き出そうと、まずはその会場の確保から入ろうということで、先般も県立大学とか工科大学のほうにも行ったりしてはおりまして、動いてはおるんですけども、この計画の中にはきれいに落とし込みしてないですけど、具体的にそういった、生涯スポーツのためのきっかけというのは位置づけで、広く前面に出せれるように工夫していきたいと思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で文化生活・スポーツ部を終わります。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました予算議案1件、条例その他議案3件についてこれより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 それではこれより採決を行います。

第1号議案、平成29年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案、高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって第 11 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 12 号議案、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって第 12 号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に、第 13 号議案、高知県産業人材定着支援基金条例の条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって第 13 号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

次に意見書を議題といたします。意見書案 2 件が提出されております。

まず、ビキニ核被災事件について日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書案が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、御意見をどうぞ、小休にします。

(小休)

◎ 不一致をお願いいたします。

◎弘田委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、ギャンブルと依存症対策の抜本的強化を求める意見書案が、公明党、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

◎ オーケーで、我々は。

◎ これ、市議会でも同じ文面が提出をされて、修正されて全会一致になってるんですね。で、カジノ法案が通ったんだけど、それを行うための意見書ではなくって、従来あるギ

ギャンブル依存症対策の意見書にするならば、私たちもオーケーなんです。ですから、ちょっと最初ですね、昨年末に成立した特定のあたりから、5行を削って、ギャンブル等依存症により自己破産のあたりから、6行目あたりから入って、記の部分の2の3月の論点整理等を踏まえ、というカジノ法案が通過したことを含まない、そういうことではなくて、ギャンブル依存症そのものに対応するような文面になれば、私たちもオーケー。文言修正いかがでしょうか。

◎ 依存症対策ということで、主体的な形で残れば。

◎ じゃあ、文章的におかしくないような形で、依存症対策をしっかりとやるということで、かまいませんですかね。

◎弘田委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。それでは、あすは休会とし、5日水曜日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。それでは5日午後1時から委員長報告の取りまとめなどを行いますのでよろしくお願ひいたします。なお、その際に取りまとめ委員会の日程及び県外調査の候補地及び日程を決定したいと思いますので、日程を確認できるよう、手帳等よろしくお願ひいたします。

本日の委員会はこれにて終了いたします。

(13時33分閉会)